○津山圏域資源循環施設組合行政手続条例

平成２９年２月２３日
津山圏域資源循環施設組合条例第１号

（目的等）

第１条　この条例は、行政手続法（平成５年法律第８８号。以下「法」という。）第３条第３項において法第２章から第５章までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、津山圏域資源循環施設組合の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

２　前項に規定する処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（準用）

第２条　津山圏域資源循環施設組合の行政手続に関する事項については、津山市行政手続条例（平成９年津山市条例第２８号）を準用する。この場合において、同条例中「市の」とあるのは「津山圏域資源循環施設組合の」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えについては、管理者が別に定める。

付　　則

この条例は、公布の日から施行する。